

令和2年5月26日

保護者様

貝塚市立第四中学校
校長 藤野 信治

臨時休業による給食費の取扱いならびに6月集金振替について

4月からの臨時休業を受けて、中学校給食費の取扱いにつきまして、貝塚市で以下のように決まりましたので、連絡いたします。

中学校の給食費は、今年4月に保護者のみなさまにご連絡したとおり、令和2年5月から令和3年2月までの9カ月分(8月を除く、3年生は令和3年1月までの8か月分)、月額5,400円を徴収する予定です(学校休業による徴収月の変更はありません。)

なお、今回の臨時休業及び夏季休業期間の短縮によって、給食回数が増減した場合に生じる差額については、年度末に(令和3年3月末)までに調整、精算する予定ですので、ご了承ください。

したがって、6月3日(水)に4月に配布しました案内どおり12,300円(P T A会費につきましては上のお子様から集金します)の集金振替を行います。できるかぎり前日までに口座にご入金くださいますようお願いいたします。